

(参考資料 A) 審議会等における公募制、傍聴制等の実施状況一覧 (1~4 ページ)

(参考資料 B) パブリックコメント、住民説明会等実施状況一覧 (5 ページ)

平成 21 年 7 月 17 日 町民環境部町民課住民協働担当

【 留 意 事 項 】

<参考資料 A>

- 当資料は、平成 21 年 7 月 17 日時点で把握している審議会等で、平成 20 年度に条例・要綱等により設置されていたものについて、公募制・傍聴制・議事録の公表等の状況を記載したものです。
- 名称の**太字**は、附属機関です。附属機関とは、地方自治法の規定によって、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、普通地方公共団体が設置することができる諮問、調停、審査、審議又は調査等のための機関です。
- No. 4 0～5 7 は、専ら非公開情報（個人情報など）を取り扱うことが主たる内容とされている審議会等です。No. 5 8～6 1 は、特に専門性が高いとされている審議会等です。
-  は、必要が生じた場合に委員を委嘱し会議を開催するものです。
- 議事録公表とは、情報公開制度上の公開請求による公開ではなく、担当課等がホームページや窓口での閲覧等により、積極的に公表しているものを指します。
- 担当課等については、平成 21 年 7 月 17 日時点の名称です。

<参考資料 B>

- 当資料は、平成 20 年度に行われた計画策定や見直し、その他の町の事業について、パブリックコメント（PC）や住民説明会、意見交換会等の住民意見を聴取する策を講じた方がよかったと思われるものについて、その実施状況をまとめたものです。